

○佐藤委員長 ただいまより民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、杉山委員から遅れる旨の届出があります。

初めに、令和4年第2回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第1号、議案第2号、議案第17号及び議案第18号の以上4件につきまして、理事者から説明願います。

○浅田子育て支援部長 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の第2号と表示されているほうを御覧いただきたいと思っております。2ページでございます。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金支給費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びウクライナ情勢に伴う物価上昇により、低所得の子育て世帯において特に生活への影響が大きいことから、児童扶養手当受給世帯及び非課税の子育て世帯等に対し、児童1人当たり5万円を支給するため、4億6千733万4千円を補正しようとするもので、財源は全額国庫支出金でございます。

続いて議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項につきまして御説明申し上げます。補正予算書の、今度は第3号と表示されているほうでございますが、8ページを御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、子育て世帯総合緊急給付金支給費でございます。物価高騰への対策として、低所得の子育て世帯等に対しては、国の制度で、子育て世帯生活支援特別給付金により支援されることとなっておりますが、この対象とならない子育て世帯に対しましても、生活への影響が大きいことを考慮し、本市独自に児童1人当たり2万円を支給するため、7億78万5千円を補正しようとするものでございます。財源内訳は、国庫支出金が5億3千958万円、一般財源が1億6千120万5千円でございます。

次に、同じく3款2項1目の子どもの未来応援費でございます。子ども食堂や学習支援等の開催場所の衛生管理の徹底や、弁当の配付増による子どもへの食事の提供などにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対し、7月から9月までの3か月間、1か所につき1か月当たり4万円を上限に補助するため、204万円を補正しようとするもので、財源は全額国庫支出金でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○金澤福祉保険部長 本定例会に提出しております議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算について、福祉保険部所管部分を御説明申し上げます。

補正予算書の7ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の指導監査事務費につきましては、令和4年度の介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定に伴うシステムの改修費として71万5千円を補正しようとするもので、財源は国庫支出金が35万7千円、一般財源が35万8千円です。

次に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給費につきましては、国の制度改正による申請期限の延長及び求職要件の緩和に伴い、支給に要する経費として4千18万8千円を補正しようとするもので、財源は全額が国庫支出金です。

次に、住民税均等割のみ課税世帯給付金支給費につきましては、コロナ禍における原油価格、物

価高騰等に対する生活支援として、国事業の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象とならない、住民税均等割のみが課税されている世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付金を支給するため、支給に要する経費として7億3千364万円を補正しようとするもので、財源は全額が国庫支出金です。

次に、2目障害者福祉費の障害福祉サービス等継続支援費につきましては、障害福祉サービス等事業所において、利用者または職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費を助成するため、3千154万円を補正しようとするもので、財源は国庫支出金が2千103万4千円、一般財源が1千50万6千円です。

次に、障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金につきましては、ワクチン接種が進んでいる状況でも一部の事業所で感染者が発生するなど、各事業所において引き続き万全な感染症対策を講じる必要があることから、各事業所におけるPCR検査や防護用品の購入等の感染防止対策に対する支援金として、3千950万5千円を補正しようとするもので、財源は全額が国庫支出金です。

次に、8ページを御覧ください。3目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、介護サービス提供体制の整備促進を行う事業者に対してその経費を助成するため、補助金として8千283万円、北海道の補助事業により整備された有料老人ホームの簡易陰圧装置について、施設の転用による財産処分があったことに伴う北海道への償還金として297万5千円、合わせて8千580万5千円を補正しようとするもので、財源は、道支出金が8千283万円、諸収入が297万5千円です。

次に、軽費老人ホーム運営補助金及び老人施設等措置費につきましては、介護サービス事業所における介護職員の処遇改善が行われたことに伴い、軽費老人ホーム及び養護老人ホームに勤務する職員についても同様の処遇改善を図るため、それぞれ281万円、242万円を補正しようとするもので、財源は全額が一般財源です。

次に、高齢者施設感染防護用品支援費につきましては、高齢者施設において新型コロナウイルス感染者が発生した際、当該施設に防護用品の備蓄がなく、または必要数が不足しており、早期の調達が困難な場合に供給するため、市が備蓄している防護用品のうち、N95マスクを購入しようとするものであり、その購入に要する経費として59万4千円を補正しようとするもので、財源は全額が国庫支出金です。

次に、介護サービス等継続支援費につきましては、先ほどの障害福祉サービス等継続支援費と同様に、介護サービス事業所等において、利用者または職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費について助成するため、6千137万3千円を補正しようとするもので、財源は、道補助金が6千万円、国庫支出金が137万3千円です。

次に、高齢者施設等感染症対策整備補助金につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、北海道の補助金を活用し、簡易陰圧装置や面会室等のゾーニング環境を整備する施設に対し、その経費を助成するため、補助金として3千873万円を補正しようとするもので、財源は全額が道支出金です。

最後に、介護サービス等事業者感染症対策支援金及び、2項2目児童措置費の障害児通所支援等事業者感染症対策支援金につきましては、先ほどの障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金と同様に、各事業所におけるPCR検査や防護用品の購入等の感染防止対策に対する支援金として、

それぞれ1億5千515万4千円、745万3千円を補正しようとするもので、財源は、いずれも全額が国庫支出金です。

以上、よろしくお願いいたします。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明を申し上げたいと思います。

補正予算書9ページを御覧いただきたいと思います。4款1項2目、新型コロナウイルス感染症対策費についてでございます。新型コロナウイルス感染症の予防、感染拡大防止及び治療の促進を図るため、感染症の予防啓発、発生対応、調査、検体採取業務、感染患者に関する医療費の公費負担等を行う事業で、令和4年度は感染状況に応じて対応する、4月から6月までの3か月予算を計上しておりましたが、引き続き事業を継続する必要があるため、7月から9月に執行いたします3億6千768万7千円を計上するものでございます。令和4年1月からの第6波につきましては、2月にピークを迎えた後も高止まり状態が続いておりましたが、4月に入り再び増加に転じ、1日の発生としては過去最多の陽性者数を記録するなど、感染症対策事業の継続強化が必要になっておりますことから、7月以降についてもその対応を行うものでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業費についてでございます。新型コロナウイルス感染症に係るワクチンにつきましては、4回目の追加接種が、令和4年5月25日付で新たに予防接種法上の臨時接種に位置づけられましたことから、この実施に係ります集団接種会場の運営、接種券の郵送や接種促進、接種予約受け付け、ワクチン接種委託料など、事業実施期間であります9月末までに必要となります経費といたしまして、5億2千475万5千円を補正しようとするものでございます。なお、その財源につきましては全額国の負担で措置されるものでございます。

続いて、新型コロナウイルス感染症軽症者等支援事業費についてでございます。本市における感染状況は想定を超える高止まり傾向にあり、これにより自宅待機者の割合が高い状況にありますことから、感染者が外出することなく自宅療養・待機に専念できる環境を整備するため、自宅療養セットの配付やかかりつけ医による健康観察など、引き続き、自宅待機者の支援を行うため、7月から9月に執行します6億9千36万8千円を計上するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○富岡環境部長 議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部所管に関わる事項につきまして御報告申し上げます。

補正予算書9ページの中段、環境衛生費を御覧ください。4款1項3目、地域エネルギー設備等導入促進費及び地域木質バイオマス利活用促進事業費でございます。本市は令和3年10月にゼロカーボンシティを表明し、2050年、CO₂排出量の実質ゼロを目指して、当該2事業において、太陽光発電やまきストーブなど、地域特性等を生かした再エネ・省エネ設備の導入費用の一部補助を実施しておりますが、今般、原油価格・物価高騰対応分として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できるようになりましたことから、この取組をさらに推進するため、補助金増額分の予算を措置しようとするものでございます。補正額は全体で680万3千円であり、その内訳でございますが、旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金の増額分として345万円、旭川市薪ストーブ導入促進事業補助金の増額分として140万円、ゼロカーボンシティなどの促進に関する啓発イベント費用として195万3千円を計上しております。なお、財源は全額国

庫支出金となります。

続きまして、補正予算書9ページの下段、2項清掃費、1目じん芥処理費を御覧ください。クリーンセンター感染症対策費でございます。新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した旭川市クリーンセンターにおきまして、感染症対策官による要因調査、感染防止対策の指導を踏まえ、今後の感染対策に必要な衛生物品等の購入及び設備の修繕を行うため、298万3千円を補正しようとするものでございます。内訳でございますが、消毒液、ハンドソープ等の衛生物品の購入費として118万9千円、医療用空気清浄機の購入費用として119万4千円、事務所等の換気扇修繕費として60万円を計上しております。財源は全額国庫支出金となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○林市民生活部長 議案第17号及び議案第18号につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第17号、町の区域の変更につきましては、東鷹栖4線10号の全部並びに高砂台4丁目及び神楽岡9、10条1丁目の各一部の区域について、これらを合理的な町の区域とするため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第18号、旭川市支所設置条例及び旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町名変更及び住居表示の実施に伴う条例の改正であります。このうち、市民生活部所管分は、旭川市支所設置条例の一部改正であります。改正の内容といたしましては、旭川市支所設置条例の別表中、旭川市東鷹栖支所の所管区域に物流団地各条を新たに追加するものであります。なお、施行日につきましては、地方自治法第260条第2項の規定に基づく告示に定める日となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、報告事項についてを議題といたします。まず、令和4年第2回定例会提出議案に関わる事項であります、庁用自動車による交通事故について、住民基本台帳ネットワークシステム管理費等の繰越明許費繰越しについて、新型コロナウイルス感染症対策費等に係る補正予算について、以上3件につきまして、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 議案第20号、損害賠償の額を定めることにつきまして、総務常任委員会の所管ではございますが、環境部に関わりがありますので、御報告申し上げます。

本年4月4日、廃棄物処理課の職員が運転する庁用の小型乗用車が、市内江丹別町芳野の片側1車線道路を走行中、カーブで道路を逸脱し、街路灯に接触後、道路脇に転落して車両を破損させたものであり、市の過失割合を100%とし、当該車両のリース会社に対する損害賠償の額を175万円として定めようとするものでございます。このたびの事故は前方不注意によるものでございまして、運転に集中をしていれば防ぐことができたものと考えております。今後は周囲の状況の確認、安全運転の励行など、より一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○林市民生活部長 報告第2号、令和3年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、市民生活部所管分につきまして、繰越明許費繰越計算書により御説明申し上げます。

繰越計算書にお示ししております事業のうち、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳ネットワークシステム管理費でございます。これはマイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を図るため、令和4年度中の施行が予定されております住民基本台帳法の改正に対応するシステム改修費用について、国の第1次補正予算を活用し、令和3年度補正予算として令和4年第1回定例会において議決をいただいたものでございますが、事業の完了が令和4年度となりますことから、3千69万円全額を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○金澤福祉保険部長 報告第2号、令和3年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告について、福祉保険部所管分を御説明申し上げます。

福祉保険部所管分といたしましては、繰越計算書にお示ししております事業のうち、3款1項社会福祉費の4事業でございます。上から順に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給費、障害者福祉施設等整備補助金、老人福祉施設等整備推進補助金につきましては国の補正予算を活用し、また、高齢者活動促進支援費につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和3年度補正予算として議決をいただいたものでございますが、いずれも事業の完了が令和4年度となるため繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

○浅田子育て支援部長 報告第2号、令和3年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、子育て支援部所管分について、繰越明許費繰越計算書に基づき御説明申し上げます。

3款民生費、2項児童福祉費の子育て世帯臨時特別給付金支給費3千150万円でございます。令和3年度末に出産があった場合など、令和4年3月31日に申請が間に合わないケースが想定されたことから、令和4年4月30日まで申請を受け付けるため、事業費の一部繰越しを行ったところでございます。以上の繰越しにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 報告第7号、専決処分の報告につきまして、総務常任委員会所管ではございますが、保健所に関連いたしますので御報告を申し上げたいと思います。

本件につきましては緊急施行を要するため、4月27日に令和4年度旭川市一般会計補正予算を専決処分したものでございます。専決処分書の別紙にございます、令和4年度旭川市一般会計歳入歳出補正予算、事項別明細書を御覧いただきたいと思っております。4款1項2目、新型コロナウイルス感染症対策費2億5千721万6千円でございます。この事業は、新型コロナウイルス感染症の予防、感染拡大防止及び治療の促進を図るものであり、PCR検査に係る費用や検体採取に係る費用など、4月からの感染拡大に対応するため、補正予算を専決処分したところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症軽症者等支援事業費5億6千510万8千円でございます。この事業は感染者の自宅療養を支援するものであり、自宅療養セットの配付やかかりつけ医による健

康観察、貸出しを行いますパルスオキシメーターの購入に係る費用について、増加する自宅待機者に対応するため、補正予算を専決処分したところでございます。

保健所に関連する報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項につきまして、まず、令和4年度国民健康保険料の料率について、理事者から報告願います。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 令和4年度の国民健康保険料につきましては、本日、料率の告示を行い、6月15日に納入通知書を発送する予定でございますので、この通知書の発送に先立ちまして、料率の算定について御手元の資料に沿って御説明させていただきます。

まず資料の1枚目、A4縦の令和4年度国民健康保険料の料率についてを御覧ください。国民健康保険料の料率につきましては、医療給付費等の財源となる医療分、後期高齢者支援金等の財源となる支援金分、介護納付金の財源となる介護分の3つの区分で構成されており、この資料では、各区分ごとに料率算定内容についてお示ししております。表の中央にAとして本年度の算定内容、右側にBとして令和3年度の算定内容、その間に前年度との比較を記載しております。令和4年度の保険料全般に関わるものとして、3つの区分ごとにそれぞれ賦課総額がありますが、平成30年度から国民健康保険が都道府県単位化となったことから、北海道から示された納付金額を基に、この賦課総額を算出しております。同じく、賦課限度額については条例で規定しており、Aの欄を御覧いただきたいと思いますが、さきの令和4年第1回定例会におきまして議決いただきました改正内容のとおり、上段の医療分では、前年度から2万円増の65万円、支援金分は前年度から1万円増の20万円、介護分は前年度と同額の17万円となっており、介護分が賦課される世帯の賦課限度額は、3区分の合計で102万円となり、昨年度と比較して最大で3万円の増となります。

次に、各区分ごとの算定内容について御説明申し上げます。初めに、医療分ですが、賦課総額は48億150万6千円で、前年度に比べ76万6千円の増となっております。保険料の項目では、旭川市国民健康保険条例に基づき、賦課総額を所得割41%、均等割35%、平等割24%に区分した額を記載しております。なお、各賦課割合につきましては、北海道から示された本市の標準保険料率を踏まえた割合となっております。この保険料の項目で示した額を、賦課標準の項目の所得割に記載しております総所得金額236億4千828万2千円、均等割に記載しております被保険者数6万3千353人、さらに、平等割に記載しております世帯数4万4千364世帯を基礎にして算出したものが、最後の項目の料率となります。令和4年度の料率につきましては、資料に記載のとおり、所得割は100分の8.33で、前年度に比べ0.04ポイントの減、均等割は2万6千530円で、前年度に比べ910円の増、平等割は2万7千240円で、前年度に比べ600円の増となっております。また、国民健康保険被保険者が75歳となり、後期高齢者医療制度へ移行することによって国民健康保険該当世帯に被保険者が1人となる世帯については、移行後5年間、特定世帯として平等割が2分の1となることから、その世帯の平等割は1万3千620円となり、前年度に比べ300円の増、また、特定世帯として5年間が経過した後も世帯の状況は継続してい

る場合には、さらに3年間、特定継続世帯として平等割が4分の3となることから、その世帯の平等割は2万430円となり、前年度に比べ450円の増となっております。

次に中段、支援金分については、賦課総額は15億2千534万1千円で、前年度に比べ5千76万1千円の減となっております、これを医療分と同様に所得割、均等割、平等割ごとに算出した料率につきましては、所得割は100分の2.66で前年度に比べ0.07ポイントの減、均等割は8千430円で前年度に比べ10円の増、平等割は8千660円で前年度に比べ90円の減となっております。また、平等割に関わる特定世帯につきましては、4千330円で前年度に比べ50円の減、特定継続世帯については6千500円で、前年度に比べ70円の減となっております。

下段の介護分については、賦課総額は4億4千739万円で、前年度に比べ308万1千円の減となっております。これを基に同様に算出した料率につきましては、所得割は100分の2.18で、前年度に比べ0.03ポイントの減、均等割は8千410円で、前年度に比べ190円の増、平等割は6千460円で、前年度に比べ100円の増となっております。

次に、資料の2枚目、A4横の国民健康保険料所得段階別料額比較表を御覧ください。この表は、介護分が賦課される国保加入者が2人の世帯について、所得ごとの保険料を右側から令和2年度、令和3年度、令和4年度の3か年で比較したのとなっております。資料の左側、令和4年度の欄を御覧ください。所得割の料率が下がったことにより、中間所得層以上は、前年と比較して、60円から5千380円ほど下がる結果となっておりますが、一方で、均等割及び平等割の料率が昨年度と比較して増となることにより、低所得層は220円から2千340円ほど上がるほか、賦課限度額の引上げによる影響を受ける世帯についても増となっております。

以上、令和4年度の国民健康保険料の料率についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市の保育と市立保育所の在り方の策定について、理事者から報告願います。

○浅田子育て支援部次長 旭川市の保育と市立保育所の在り方の策定について御報告申し上げます。

本件は、令和4年2月28日の民生常任委員会で報告いたしました、旭川市の保育と市立保育所の在り方(案)に対する意見提出手続の結果と、これを経て、旭川市の保育と市立保育所の在り方を策定したことを報告するものでございます。

配付資料は2点ございます。まず、A4横版、「旭川市の保育と市立保育所の在り方(案)」に対して寄せられた意見と市の考え方を御覧いただきたいと思います。意見募集期間は令和4年3月22日から4月22日で、49の個人と3つの団体で計52の方々から御意見があり、この内容に応じて、同案に直接関わるもの63件と、直接は関わらないもの19件に区分して整理し、これに対する市の考え方を示したものでございます。主な意見といたしましては、新旭川保育所の閉所の検討について、公立施設の減少や、同保育所で実施している特別支援保育、病後児保育の今後についての不安を訴えるものでございました。これに対しましては、保育は運営主体が民間であっても市町村が行う公共サービスでございますので、本市全体の適正な需給バランスを図りながら、

保育センター（仮称）を中心に、保育の質の向上を目指す考えを示しております。また、病後児保育が少ないのではという御意見もありましたが、病後児保育は、時期によっては利用が重なることもあります。稼働していない日が非常に多く、現在の体制でまだ受入れ可能な状況にもありまして、今後も引き続き利用状況を見極めながら事業の実施に努める考えでございます。また、特別支援保育については、実施施設が年々増加してきているところですが、さらに新旭川保育所でのノウハウも生かしながら、保育センター（仮称）を中心に全市の保育施設に広めていくことを目指す考えでございます。

2つ目の資料、A4縦版の、旭川市の保育と市立保育所の在り方につきましては、これらの意見を踏まえて最終確認を行い、5月27日付で策定したところであり、市の機構の変更等に伴うもの以外の修正はございません。

今後はこの旭川市の保育と市立保育所の在り方に基づき、新旭川保育所を利用する園児の保護者に対する説明会の実施や、保育センター（仮称）を中心とする新たな体制・取組の具体化を進めていく予定であり、この進捗状況に応じて、民生常任委員会で報告させていただく考えでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市公衆浴場法施行条例の一部改正に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○向井保健所地域保健担当部長 旭川市公衆浴場法施行条例の改正素案に対する意見提出手続の実施について、御報告をいたします。御手元の資料を御覧ください。

近年、子どもの発育、発達の状況が従前に比べ変化してきていることなどから、厚生労働省では、「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」の研究成果などを踏まえ、令和2年12月10日に公衆浴場における衛生等管理要領を改正し、混浴制限年齢の目安が満10歳以上から満7歳以上へ引き下げられたところがございます。本市におきましても、混浴に関するトラブルを防止することにより、子どもや保護者、一般の入浴者全てが安心して入浴できる環境を確保することを目的に、男女の混浴制限年齢について規定している旭川市公衆浴場法施行条例の改正を検討しており、この引き下げについて広く市民から御意見をお寄せいただくため、本年6月20日から7月20日までの期間、意見提出手続を実施することといたしました。意見提出手続後は、市民の皆様からいただいた御意見を取りまとめ、令和4年第3回定例会に旭川市公衆浴場法施行条例の改正案を上程させていただきたいと考えております。なお、施行日につきましては、北海道を初め、札幌市、函館市、小樽市においても同様の改正作業を行っており、令和5年4月1日施行を予定しておりますが、市民の皆様の円滑かつ快適な公衆浴場の利用、利便性の観点から、全道統一的な取組といたしたく、本市においても同日の施行を検討しているところがございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして委員の皆様から御発言はありますか。

○室井委員 公衆浴場の関係ですが、混浴の制限年齢、2020年のことですから、ちょっと遡る

んですけども、改正されて、目安を10歳以上から7歳以上に引き下げたと。決まったことですか
らいいんですけども、違和感をちょっと覚えるんですね。これでいくと、年齢的には小学校2年生
からっていうことになりますよね。1年生ですか。ちょっと教えてください。

○向井保健所地域保健担当部長 大体、満6歳のときに小学校に入りまして、小学1年生の段階で
7歳に皆さん到達されるということですので、1年生程度というふうに考えているところでござい
ます。

○室井委員 それに対して、部長のほうでは、違和感はなかったですか。

○向井保健所地域保健担当部長 今回、国のほうから示されておりました「子どもの発育発達と公
衆浴場における混浴年齢に関する研究」というものがございまして、この中では、公衆浴場を運営
されている方や条例を持っている自治体、子どもがいる保護者の方や、満5歳、6歳の子どもを預
かっておられる幼稚園、保育所の先生方、また、お子様がいらっしゃる一般の方々へのアンケート
なども実施しておりまして、その中で、6歳から7歳ぐらいが適当ではないかというようなアンケ
ート結果も出ているところでございまして、それを踏まえて、国のほうでは、小学校に入る年齢が
満7歳になる年齢ということですので、そこを一定の目安として定めたということがございまして、
本市においてもその考え方を踏まえたいなというふうに考えているところでございます。

○室井委員 部長としては違和感ないですかとお聞きしたんです。いや、それだったら小学校入っ
てから、満6歳になったらもう駄目ですよ。男女混浴はしないようにっていうふうにしたほうが
いいんじゃないかと。6歳から7歳なんて、でもこっちでは7歳って明確になってしまっているわ
けですから。ということはもう小学校2年生からですよ。2年じゃないの、1年生かい。違うで
しょ。

これは国からその指針が出されて、それに基づいて市で決めなきゃならないと。それは市のほう
に裁量権があるのかないのかというのが一つ。部長はそれに対してどう思うかということを一
つ。考えを聞かせてください。

○向井保健所地域保健担当部長 裁量権があるかないかということですが、条例ですし、国のほう
は要領という形で改正されておりますので、そこは7歳、また8歳というようなところの年齢とい
うところは制限はできるところではございますが、小学校1年生か2年生かというところの決め
すけれども、それぞれが6歳であったり7歳であったり、そのお子さんの発達、発育の状況もある
ところですので、目安としての7歳ということ国をのほうでも示しておりますので、違和感とい
うところは私としては特に感じてはいないところでございます。

○室井委員 部長が違和感ないって言うのであればそれはそれでいいんですけどね、私はとても違
和感あります。以上です。

○佐藤委員長 他に御発言はありますか。

(「なし」という声あり)

○佐藤委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時44分